

箕面市消防本部告示第3号

箕面市火災予防条例（昭和48年箕面市条例第12号）第23条第1項の規定に基づき喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品（以下「危険物品」という。）を持ち込んで서는ならない場所を次のとおり指定する。

なお、平成4年8月15日付、箕面市消防本部告示第4号は廃止する。

平成9年8月6日

箕面市消防長 木村 忠利

- 1 喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場（以下「劇場等」という。）の舞台部（大道具室、小道具室及びならくを含む。）又は客席。ただし、喫煙にあつては、屋外觀覧場の客席を除く。
 - キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店（以下「キャバレー等」という。）の舞台部
 - 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）で、売場の面積の合計が、1,000平方メートル以上のもの
 - 展示場の展示部分
 - 映画スタジオ又はテレビスタジオで撮影の用に供される部分
 - 地下街の売場及び展示部分
 - 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲。ただし、当該場所において行われる伝統的行事、宗教的行事等及び生活に必要な行為による場合は、この限りでない。
- 2 危険物品を持ち込んで서는ならない場所
 - 劇場等（前記1 に掲げる場所を除く。）の公衆の出入りする部分
 - キャバレー等の公衆の出入りする部分
- 3 防火対象物の部分を本来の用途以外に使用する場合は、当該部分の適用は使用する用途による。